下野市テニス協会規約

(名　称)

第１条　本会は、下野市テニス協会と称する。

(事務局)

第２条　本会は、事務所を下野市教育委員会スポーツ振興課に置く。

(目　的)

第３条　本会は、健全なテニスの普及発展を期し、これを通じて、市民の体力

　　　　向上とアマチュアスポーツ精神の涵養(かんよう)を目的とする。

(事　業)

第４条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

　　(１)テニス技術の向上と普及を図ること。

　　(２)加盟団体の強化発展と、相互の連絡協調を図ること。

　　(３)下野市体育協会に下野市テニス団体を代表して加盟すること。

　　(４)テニスに関する各種行事を開催すること。

　　(５)下野市や下野市体育協会の主催する行事に積極的に協力すること。

　　(６)その他本会の目的達成の必要な事業。

(構　成)

第５条　本会の構成団体は、市内の地域テニス団体、職域テニス団体、学校テ

　　　　ニス団体及びその他の愛好会の団体とする。

(加　盟)

第６条　１．新たに本会に加入しようとする団体は、次の事項を明記した申込

　　　　　　書に、会員名簿を添えて申し込むこととする。

　　　　　　名称・役員名・事務所所在地・事務担当者名

　　　　２．加盟は、評議員会の承認決議によりその効力を生じる。ただし、

　　　　　　評議員会の開催されるまでの間、執行部会の決議により、仮加盟

　　　　　　を承認することが出来る。

　　　　３．評議員会の承認決議により加盟を承認された団体は、入会金とし

　　　　　　て第８条の負担金を納入しなければならない。

(脱　退)

第７条　加盟団体の本会脱退はその申し出を執行部会の決議により承認したと

　　　　きから効力を生じる。

(負担金)

第８条　加盟団体は､評議員会の定めた負担金を毎年４月１日まで本会に納入

　　　　しなければならない。

(権　利)

第９条　１．加盟団体は、本会の評議員を選出して評議員会の議決権を行使す

　　　　ることが出来る。

　　　　２．加盟団体は、本会主催または後援の各種事業に、その所属会員を

　　　　参加させることが出来る。

(義務）

第10条　加盟団体とその所属会員は、本規約および評議員会の決議に従わなけ

　　　　ればならない

（会　計）

第11条　本協会の会計は次の通りとする。

　　(１)本会の事業遂行に要する経費は、各加盟団体の負担金、事業に伴う収

　　　　入、補助金または寄付金及びその他の収入を持って支弁する。

　　　　なお、細部は会計規程による。

　　(２)本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（役　員）

第12条　本会に次の役員を置く。

　　（１）会長１名　　（２）副会長２名　　（３）評議員若干名

　　（４）会計２名　　（５）事務局３名　　（６）監事２名

（会長及び副会長）

第13条　１．会長、副会長は評議員会において選出する。

　　　　２．会長は、本会を代表して会務を総理する。

　　　　３．副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。

（評議員）

第14条　１．評議員は、各加盟団体から若干名を選出する。

　　　　２．評議員は、評議員会を構成する。

　　　　３．評議員会は、本会の最高決議機関である。

　　　　４．会長・副会長は、評議員を兼ねる事はできない。評議員がこれら

　　　　　　の役員に選出されたときは、その加盟団体は、別に評議員を選出

　　　　　　するものとする。

（執行部員）

第15条　執行部員は、評議員会が加盟団体所属会員中より選出する。

（監　事）

第16条　監事は、評議員会において選任し、会計及び業務を監査する。

（役員の任期）

第17条　１．役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

　　　　２．役員に欠員を生じた又は増員された場合は、これを補充するため

　　　　　　第13条、第14条、第15条および第16条の規程に従ってそれぞ

　　　　　　れ選任することができる。

　　　　３．補欠役員および任期の途中で増員された役員の任期は、他の役員

　　　　　　の残任期間と同様とする。

　　　　４．役員は、任期満了しても後任者が就任するまでは、なおその職務

　　　　　　を行う。

（専門部、専門委員会）

第18条　１．本会は、執行部の決議により専門部及び専門委員会を置くことが

　　　　　　できる。

　　　　２．会長及び副会長は、専門部及び専門委員会に出席して意見を述べ

　　　　　　ることができる。

（評議員会）

第19条　１．評議員会は、次の事項を審議決議する。

　　　　　（１）役員の選出

　　　　　（２）予算並びに決算

　　　　　（３）事業計画並びに事業報告

　　　　　（４）本規約の改廃

　　　　　（５）本規約の施行上必要な各種の規程

　　　　　（６）その他重要な事項

　　　　２．評議員会の定例会は、毎年１回（４月）会長が召集する。ただし、

　　　　　　会長が必要と認めた時は、臨時に開催することができる。

　　　　３．評議員会は、会長、副会長、事務局、監事及び評議員で構成し、

 　　会長がこれを司会する。

　　　　４．評議員会の議事は、出席評議員の過半数を持って決し、可否同数

　　　　　　の時は会長がこれを決する。

（規則の変更並びに改廃）

第20条　本協会の会則は評議員の２分の１以上の出席により３分の２以上の同

　　　　意により改正することができる。

附　則

 本会則は、平成１８年４月１日より施行する。

 本会則は、平成１９年４月１日より施行する。

下野市テニス協会会計規程

　規約　第１１条に基づき会計規程を下記のように定める。

第１条　本協会の会計処理は、役員である会計が執行および管理する。

第２条　加盟団体の負担金は、１団体１万円とする。

第３条　日当の支給は以下の通りとする。

　　１．役員が出張した場合は交通費実費と、日当を１０００円支給する。

　　２．大会運営の際、委嘱を受けた大会役員については、

役員手当の総額を１日大会１会場６０００円、半日大会

４０００円とし、担当役員で按分する。

　　３．講習会コーチ料は以下のように定める。

　　　上級有資格者に対し、２時間５０００円を支給する。

他の指導者には２時間４０００円を支給し、アシス

タントには２時間1０００円を支給する。

　　４．ホームページ維持管理料として、管理者に１万円を支給する。

　　５．事務手当として、会長と会計実務者に５０００円を支給する。

　　６．会議手当として、役員会・評議員会出席者に１０００円を

支給する。

第４条　決算内容は、毎年３月末日までに会計監査を受けなければならない。

第５条　帳簿類の保存期間は、帳簿５年、伝票類２年とする。

附　則

本規則は、平成２２年４月１日より施行する。

本規則は、平成２３年４月１日より施行する。

本規則は、平成２４年４月１日より施行する。

本規則は、平成２５年４月１日より施行する。

本規則は、平成２６年４月１日より施行する。

本規則は、平成２７年４月１日より施行する。